社会福祉施設整備資金借入利子補助要綱

昭和63年9月24日
民生局長決裁

最近改正　平成24年8月23日

（目　的）

第１条　この要綱は、民間社会福祉施設の整備振興を図るため、社会福祉法人等が独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）又は財団法人北海道新聞社会福祉振興基金（以下「基金」という。）から借り入れた整備資金に係る利子の支払に要する資金の援助について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定　義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 整備資金　社会福祉施設の新設、修理、改造、拡張、整備又は災害復旧に要する資金をいう。ただし、当該社会福祉施設の用に供するための土地の取得に要する費用を除く。

(2) 社会福祉法人等　社会福祉法人その他市長が適当と認める法人をいう。

（補助の対象者）

第３条　この要綱に基づく補助は、本市の区域内に社会福祉施設（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条に規定する児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター及び情緒障害児短期治療施設を除く。）に限る。）を現に設置し、又は設置しようとする社会福祉法人等であって、当該社会福祉施設について独立行政法人福祉医療機構業務方法書（平成１６年厚生労働大臣認可。以下「機構方法書」という。）の規定による整備資金を機構から借り入れ、又は財団法人北海道新聞社会福祉振興基金業務方法書（昭和４０年厚生大臣認可。以下「基金方法書」という。）の規定による整備資金を基金から借り入れるもので、かつ、当該借入金に係る利子（以下「借入利子」という。）を支払ったものに対して行うものとする。

２　前項の規定は、平成１６年度以前に機構又は基金から借り入れた社会福祉施設の整備資金に係る平成１７年度以後の年度（介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する介護保険施設及びこれに準じる施設として市長が認めたものの整備資金については、平成１７年度に限る。）において生じる利子を支払ったものについて適用があるものとする。

（補助金の交付基準）

第４条　補助金交付額は、次の表の左欄に掲げる借入利率の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる交付対象額（当該額に１円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。）の範囲内で市長が定める額とする。

借入利率	交付対象額
４％未満	申請年度借入利子の全額。ただし、オンコスト保証制度を利用した場合にあっては、次の算式により算定した額 $A \times \frac{B - C}{B}$ この算式において、Ａ、Ｂ及びＣは、それぞれ次に定める額又は率をいう。 Ａ　申請年度借入利子の額 Ｂ　申請年度借入利子に係る利率 Ｃ　オンコスト保証制度に係る利率

４％以上	次条第１項の規定に基づき補助金の申請をする年度に係る借入利率を４％とみなして算定した借入利子の額

備考
1　この表中「借入利率」とは、申請年度借入利子に係る利率をいう。ただし、オンコスト保証制度を利用する場合にあっては、申請年度借入利子に係る利率からオンコスト保証制度に係る利率を差し引いた利率をいう。
2　この表中「申請年度借入利子」とは、次条第１項の規定に基づき補助金の申請をする年度に係る借入利子をいう。ただし、国が定める老朽民間社会福祉施設整備に係る借入金についてオンコスト保証制度に係る借入利子のみを支払っているときは、申請年度借入利子から当該借入利子を除いたものを申請年度借入利子とする。
3　この表中「オンコスト保証制度」とは、貸付利率に一定の利率を上乗せすることで、整備資金の借入れに係る連帯保証人を不要とする制度をいう。

２　前項の場合において、他の法令等の規定により、社会福祉法人等が国又は地方公共団体から借入利子に係る補助金その他これに類するものの支給を受けるときは、市長は、その額（次条第１項の規定により補助の申請がなされた年度に係るものに限る。）を前項の規定により算出した上限額から控除した額の範囲内で補助金の額を定めるものとする。

３　前２項に規定する借入利子は、機構又は基金が整備資金の貸付けの際に定めるその支払期日の属する年度において、現にその支払を終了しているものに限るものとし、かつ、遅延損害金その他これに類するものを含まないものとする。

（補助の申請）

第５条　この要綱の規定による補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、毎年度２月末日（以下「申請期限」という。）までに、社会福祉施設整備資金借入利子補助交付申請書（様式１）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。ただし、借入利子を申請期限後当該年度の３月３１日までに支払うときは、第２号に掲げる書類は、当該借入利子の支払後直ちに提出するものとする。

（１）整備資金借入契約書の写し
（２）借入利子の支払を終了したことを証する書類
（３）整備資金の借入れの際に機構又は基金に提出した施設の整備等の計画書の写し
（４）当該年度の収支計算書
（５）貸付金償還年次表の写し
（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、社会福祉法人等が同一の整備資金の借入れに係る借入利子で、前年度にこの要綱の規定による補助金の交付を受けたものに係る補助を申請する場合において、市長が認めたときは、前項第１号及び第３号に掲げる書類の提出を省略することができる。

（補助の交付等）

第６条　市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、速やかに当該申請書の内容その他必要な事項を審査し、補助の適否、金額等を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により、補助することが適当であると決定したときは社会福祉施設整備資金借入利子補助金交付決定通知書（様式２）により、補助することが不適当であると決定したときは社会福祉施設整備資金借入利子補助金不交付決定通知書（様式３）により、前条の規定による申請を行った社会福祉法人等に通知するものとする。

（補助金の交付）

第７条　補助金の交付は、前条第２項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の通知を受けた社会福祉法人等の請求に基づき行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第８条　市長は、社会福祉法人等に対し、交付決定をし、又は補助金を交付した後において、当該社会福祉法人等について、不正又は虚偽の申請により当該交付決定又は補助金の交付を受けたことその他のこの要綱の規定による補助をすることが著しく不適当と認められる事由があることが判明したときは、当該交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（調査等）

第９条　市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定により、この要綱の規定による補助金の交付を受けた社会福祉法人等に対し、随時調査を行い、又は必要な事項について報告を求めるものとする。

（補助の特例）

第10条　第３条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、機構及び基金以外のものから整備資金を借り入れ、かつ、当該借り入れた整備資金に係る利子を支払った社会福祉法人等に対し、この要綱の規定による補助をすることができる。

２　第４条から前条までの規定は、前項の補助について準用する。

（実施細目）

第11条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の規定による補助の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長及び子ども未来局長が定める。

附　則

１　この要綱は、昭和６３年９月２４日から実施する。

２　社会福祉施設整備資金借入利子補助要綱（昭和４８年４月１日決裁）は、廃止する。

３　社会福祉事業振興会法の全部を改正する法律（昭和５９年法律第７５号）による改正前の社会福祉事業振興会法の規定により社会福祉事業振興会から借り入れた整備資金は、事業団から借り入れたものとみなす。

４　この要綱の実施の際、第２項の規定による廃止前の社会福祉施設整備資金借入利子補助要綱の規定に基づき作成した申請書等の用紙で現に印刷済のものは、当分の間、必要な修正を加えて使用することができる。

附　則

この要綱は、平成６年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成７年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成１０年４月１日から実施する。

附　則

１　この要綱は、平成１７年４月１日から実施する。

２　独立行政法人福祉医療機構法（平成１４年法律第１６６号）による廃止前の社会福祉・医療事業団法（昭和５９年法律第７５号）の規定により社会福祉・医療事業団から借り入れた整備資金は、独立行政法人福祉医療機構から借り入れたものとみなす。

附　則

この要綱は、平成２２年７月５日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成２４年３月１２日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

附　則

（施行日）

１　この要綱は、平成２４年８月２３日（以下「施行日」という。）から施行する。

（土地取得のための整備資金に係る利子補助に関する経過措置）

２　施行日の際現に独立行政法人福祉医療機構若しくは財団法人北海道新聞社会福祉振興基金から整備資金（社会福祉施設の新設、修理、改造、拡張、整備又は災害復旧に要する資金をいう。以下同じ。）を借り入れ、又は社会福祉施設の整備を所管する部長から整備計画を承認する旨の通知を受けている社会福祉施設の整備資金に係る借入利子に対する社会福祉施設整備資金借入利子補助要綱に基づく補助は、なお従前の例による。

様式１

年　　月　　日

札幌市長　　様

法 人 住 所

申請人　　法　人　名　　印

代表者氏名

年度社会福祉施設整備資金借入利子補助金交付申請書

年度の社会福祉施設整備資金借入利子補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請いたします。

記

１　補助金交付申請額　　金　　円

２　積算基礎　（借入金利子）

３　添付書類

（１）整備資金借入契約書の写し

（２）借入利子の支払を終了したことを証する書類

（３）整備資金の借入れの際に機構又は基金に提出した施設の整備等の計画書の写し

（４）当該年度の収支予算書

（５）貸付金償還年次表の写し

様式２

札　　第　　号

年　　月　　日

様

札幌市長

年度社会福祉施設整備資金借入利子補助金交付決定通知書

年　　月　　日付で交付申請のありました社会福祉施設整備資金借入利子補助金については、下記のとおり交付することを決定したので通知いたします。

記

１　補助金交付決定額　　金　　円

２　補助金は、この通知書の到着後請求に基づき交付しますから、本書の写しを添付して請求してください。

様式３

札　　第　　号

年　　月　　日

様

札幌市長

年度社会福祉施設整備資金借入利子補助金交付申請の結果について

年　　月　　日付で交付申請のありました社会福祉施設整備資金借入利子補助金については、下記の理由により補助することができないので通知いたします。

記

（却　下　の　理　由）